

令和7年3月27日

「生活充実講座」を地域に広める会
～みちみち～

代表 宮原 幸司

様

三原市総務部秘書課

後援名義使用承認書の送付について

平素は三原市行政のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

後援名義使用承認書を送付いたしますので、よろしくお願い致します。

なお、事業終了後は（１）「後援（共催）名義使用事業終了報告書（様式第6号）」
（２）「収支報告書」（様式第2号に準じるもの、入場料・参加料を徴収する場合）
の提出をよろしくお願い致します。

※令和6年9月より、三原市後援名義使用申請（変更届、事業終了報告を含む）等の
電子申請が可能になりました。

三原市ホームページ（後援（共催）名義の使用申請について）より申請が可能ですので、
ご利用ください。

URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/1/kouen.html>

三原市 総務部 秘書課
秘書係
Tel : 0848-67-6006

様式第3号（第5条関係）

三秘後第 139 号
令和7年3月27日

「生活充実講座」を地域に広める会
～みちみち～

代表 宮原 幸司

様

三原市長 岡田 吉弘
（秘書課）



後援名義使用承認書

令和7年3月18日 付けで申請のありました、次の事業に関する後援名義使用については、本書記載の条件を付して、三原市としてこれを承認します。

- 1 事業名 生活充実講座 セカンドライフにむけてのワークショップ（参加体験型）
- 2 と き 令和7年9月27日（土）
- 3 ところ サンシープラザ 会議室
- 4 後援等の条件
 - (1) 後援（共催）名義使用は、本件の事業に限るものとする。
 - (2) 申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
 - (3) 後援（共催）名義使用に当たっては、次の要件を満たすこと。
 - ア 市民全体の福祉等の向上に寄与し、公益性が高い事業であること。
 - イ 申請者は、公益的事業の実質的な主催者であること。
 - ウ 事業の開催地は原則として市内であること。
 - エ 営利を目的とせず、特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業でないこと。
 - オ 特定の政党・宗教を支持し、又は支持しないことを目的とする事業でないこと。
 - (4) 事業のプログラム、チラシ、ポスター等を刷り上がり次第提出すること。
 - (5) 事業終了後1か月以内に次の書類を提出すること。
 - ア 後援（共催）名義使用事業終了報告書（様式第6号）
 - イ 収支報告書（参加料・入場料を徴収する場合）
 - (6) 上記の条件に違反した場合は、後援等を取り消すことがある。

主催者

団 体 名 「生活充実講座」を地域に広める会～みちみち～

代 表 者 名 宮原 幸司 様

三原市教育委員会



後援名義使用（共催）承認書

令和6年12月26日付けで申請のありました、次の事業に関する後援名義使用（共催）については、本書記載の条件を付して、三原市教育委員会としてこれを承認します。

- 1 事業名 生活充実講座 セカンドライフにむけてのワークショップ（参加体験型）
- 2 と き 令和7年9月27日（土）
- 3 と ころ サン・シープラザ 会議室
- 4 後援等の条件
 - (1) 後援名義使用（共催）は、本件の事業に限るものとする。
 - (2) 提出した事業計画を変更しようとするときは、速やかに変更の届けを行い、あらかじめ教育委員会の承認を受けること。
 - (3) 後援名義使用（共催）に当たっては、次の要件を満たすこと。
 - ア 社会教育・学校教育に有効な事業であること。
 - イ 規約・責任者及び地元責任者が明確な団体の主催事業であること。
 - ウ 営利を目的とせず、経理が明確な事業であること。
 - エ 特定の政党・宗教を支持し、又は支持しないことを目的とする事業でないこと。
 - (4) 事業のプログラム・チラシ・ポスター等を、刷り上がり次第提出すること。
 - (5) 事業終了後1箇月以内に次の書類を提出すること。
 - ア 後援名義使用（共催）事業終了報告書（様式第6号）
 - イ 収支報告書（様式第2号に準じるもの、入場料・参加料を徴収する場合）
 - (6) 上記の条件に違反した場合は、後援を取り消すことがある。